

めんそーれ那覇市観光振興条例(案)の市民意見に対する回答

○意見募集期間:平成 27 年 2 月 2 日～2 月 24 日

○意見提出件数:提出者数 5 人

No	条項	ご意見(概要)	意見に対する回答
1	第 4 条 (市の責務)	○「市」は市長を含む執行部に市議会も含むのか。執行部のみの場合、市議会の責務はどうなるのか。	○市議会は、市長の政策決定並びに執行機関の事務について監視及び評価を行うこと等であり、ご質問の本条例第 4 条（市の責務）は市長を含む執行部の責務を規定しております。 本条例では第 5 条で議会の役割についても規定し、観光について調査研究をするとともに積極的な提言を行う等、観光の振興に取り組んでまいります。
2	第 12 条（良好な観光環境の維持） ※当初は第 10 条	○客引き行為等に対する規制は必要であるが、「指導」のみで罰則がなければ実効性に欠ける。客引き行為等規制のための独立した別条例の制定の可能性を含めて議論が必要である。	○本条例は、那覇市の観光振興を目的としており、観光振興の目的の範囲内で指導の規定を設けております。客引き行為等の規制のために独立した別条例の制定の必要性があれば、改めて提言していきたいと考えます。
3	第 12 条（良好な観光環境の維持） ※当初は第 10 条	○本条例は市民、観光関係事業者、行政が連携し、観光資源を活用して観光振興につなげる方向性を示すものであると考える。その中で、迷惑行為の禁止規定があるのは違和感があり、条文内容が混在していると思う。	○迷惑行為の禁止規定は、関係団体から意見聴取し、議会で検討した中、明記しました。見出しについては再度審議した後、本条例が観光振興を目的としている観点から、当初案の（迷惑行為の禁止）を（良好な観光環境の維持）に修正しました。

4	—	○NPO法人那覇市街角ガイドは平成14年に観光課の要請により設立され、これまで修学旅行生を含む多くの観光客の案内の実績がある。那覇の3大祭り等でも貢献してきた。現在事務所は那覇市観光協会の一部を使用しているが、諸事情により平成27年3月末までに移転するよう要請されているが移転先が見つからず、新たに家賃負担等も発生するので困っている。予算は活動の源泉であり、条例でも予算措置の配慮が欲しい。	○財政上の措置について今後の観光振興の観点から議会で審議し、執行部とも協議した結果、市は観光の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨、条例で規定します。
5	—	○条例内容ではなく、那覇市の観光振興の観点から感想を述べる。 1・クルマ社会の抜本的な改善を望む (1)バイクの無法運転 (2)路線バスの時刻案内が不親切に感じる。 (3)レンタサイクルの導入 (4)路面電車の整備を望む 2・街の魅力について (1)那覇らしさを大切に (2)国際通りのフェスティバルビルの活用を (3)街の猫は観光資源 3・那覇を食の都としてアピールを	○ご指摘のとおり、バイクの運転に関するモラルの問題、街並みの景観等、観光都市を推進していくには諸課題があります。本条例案の第3条(基本理念)第1号で、市、市民、観光関係事業者等が一体となり、生活環境との調和に配慮しつつ、本市に住む人にも訪れる人にも魅力ある観光地づくりを目指すこと、とうたっているとおり、市議会としても諸課題の解決及び観光振興に向けて積極的に提言していきます。

平成27年2月定例会で可決された

「めんそーれ那覇市観光振興条例」(PDF形式)

(仮称)めんそーれ那覇市観光振興条例(素案)(PDF)形式